補助対象業種	補助対象条件	補助対象経費	補助率	補助金交付回数
・製開の情イー※報学※※コそるはを発出の行って者を署した。 一一業・業別のではのでする、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは	新たに市内にサテラ イトオフィス等の事業 所を開設する者又は 「お試しサテライトオ フィス」等を市内にお いて試験的に事業を実 施する者 ※ただし、補助対象経費 (1)(2)(3)に対	(1) 建物改修経費 ※空き家, 空き公共施設, 空き店舗 等の改修	(1) 及び(2) の合計経費の1/2	※事業を開始した後に 1回限り交付する
		(2) 情報通信システム導入経費	2,000 千円限度	
		(3) 備品及び機器設備等の購入費	(3)の経費の 1/2 1,000 千円限度	
	する補助を受けるに は、次のいずれにも該 当する者とする。	(4) オフィス賃借料 (敷金・礼金・共益費を除く)		※補助金交付対象期間は 事業を開始した月の翌月 から起算して36ヶ月間 とする(原則,年度毎)
	1 事業所開設に伴い新規に常用労働者を1 名以上雇用する者(市 外既存事業所から市内転入者含む) 2 事業所開設後,3年	(5) 住居賃借料 (敷金・礼金・共益費を除く)	- (4) ~ (7) に係る 合計経費の 1/2 1,000 千円限度	
		(6) 車両リース料 ※業務に必要な車両		
	以上事業継続を行う こと 3 市内に開設した事業 所に常時勤務する者 が配置されること	(7) 通信回線使用料		